2　締約国は、国際移動端末ローミング・サービスについて、透明性を高め、及び競争を強化するため、例えば、次の措置をとることができる。

(a)　消費者が小売料金に関する情報に容易にアクセスすることができることを確保する措置

(b)　一の締約国の領域から他の締約国の領域を訪問している消費者が自己の選択する装置を使用して電気通信サービスにアクセスすることを可能にするローミングに対する障害を最小限にする措置

3　締約国は、一の締約国が、権限を有する場合には、国際移動端末ローミングの料金に関して競争（商業的な取決めを通じた競争を含む。）を促進するか、又は国際ローミング・サービスの卸売若しくは小売の料金が合理的なものであることを確保するために当該料金に影響を及ぼす措置を採用し、若しくは維持するかを選択することができることを認識する。当該一の締約国は、適当と認める場合には、他の締約国と当該措置の実施を円滑にする仕組みについて協力し、及びこれを実施すること（当該他の締約国と取決めを行うことによって協力し、及び実施することを含む。）ができる。

4　一の締約国は、国際移動端末ローミング・サービスの卸売又は小売の料金又は条件を規制することを選択する場合において、他の締約国が当該一の締約国との間で両締約国の提供者のための国際移動端末ローミング・サービスの卸売又は小売の料金又は条件を相互に規制する取決めを行っているときは、当該他の締約国の公衆電気通信サービスの提供者が自己の顧客による当該一の締約国の領域におけるローミングのための国際移動端末ローミング・サービスの卸売又は小売の規制された料金又は条件を利用することができることを確保する。(注)　当該一の締約国は、当該他の締約国の提供者に対し、当該規制された料金又は条件を利用するための条件に合意するために商業的な交渉を十分に活用することを要求することができる。

注(a)　いずれの締約国も、当該一の締約国が自国に対して国際貿易協定の最恵国待遇の規定又は電気通信に特有の無差別待遇の規定に従って負う義務のみを根拠として、この条に規定する国際移動端末ローミング・サービスの卸売又は小売の規制された料金又は条件を利用する機会を自国の提供者のために求め、又は得てはならない。

(b)　当該一の締約国によって規制された料金又は条件は、取決めに基づいて相互に規制された料金又は条件と合理的に同等である場合に限り、当該他の締約国の提供者にとって利用可能であるものとする。当該一の締約国の電気通信規制機関は、意見の相違がある場合には、これらの料金又は条件が合理的に同等であるかどうかを決定する。この注の規定の適用上、「合理的に同等な料金又は条件」とは、関連する提供者が合理的に同等であると合意する料金若しくは条件又はその合意がない場合には当該一の締約国の電気通信規制機関が合理的に同等であると決定する料金若しくは条件をいう。

5　4の規定に従って国際移動端末ローミング・サービスの卸売又は小売の規制された料金又は条件の利用を確保する締約国は、国際移動端末ローミング・サービスに関し、第八・六条（最恵国待遇）、第四条（アクセス及び利用）及び第七条（主要なサービス提供者による待遇）の規定に基づく当該締約国の義務を遵守しているものとみなす。

6　この条のいかなる規定も、締約国に対し、国際移動端末ローミング・サービスの料金又は条件を規制することを要求するものではない。

第二十三条　電気通信に関する紛争の解決

1　各締約国は、他の締約国の公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者がこの附属書の規定の下で生ずる紛争を当該各締約国の法令に従って解決するため、当該各締約国の電気通信規制機関又は電気通信紛争解決機関を適時に利用することができることを確保する。

2　各締約国は、公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者であって、自国の関連する電気通信規制機関の最終的な決定に不服を有するものが、自国の法令によって当該決定についての審査を受けることができることを確保する。

3　いずれの締約国も、審査の申請を行ったことが自国の電気通信規制機関の決定を遵守しないことの理由を構成することを認めてはならない。ただし、自国の関連する機関が別段の決定を行う場合は、この限りでない。

附属書八Ｃ　自由職業サービス

1　各締約国は、職業上の資格、免許又は登録の承認に関する問題について、二以上の締約国が対話の機会を設けることに相互に関心を有する自由職業サービスを特定するよう努めるため、自国の領域内の関係団体（以下この附属書において「自国の関係団体」という。）と協議する。

2　各締約国は、職業上の資格を承認し、及び免許又は登録の手続を円滑にするため、自国の関係団体に対し、他の一又は二以上の締約国の関係団体との対話の機会を設けるよう奨励する。

3　各締約国は、自国の関係団体に対し、相互に関心を有する自由職業サービスの分野における職業上の資格、免許又は登録に関する相互承認のためのあらゆる形態の取決めについて、他の一又は二以上の締約国の関係団体と交渉するよう奨励する。

4　各締約国は、自国の関係団体に対し、職業上の資格、免許及び登録の承認に関する合意の作成に当たり、自由職業サービスに関する合意を考慮するよう奨励する。

5　締約国は、実行可能な場合には、追加的な筆記試験を必要とすることなく、外国のサービス提供者の本国における免許又は認められた職業団体の構成員としての地位に基づいて、次のことを検討することができる。

(a)　一時的な又は事業別の免許又は登録の制度を実施するための手段をとること。

(b)　適当な場合には、(a)に規定する免許を付与し、又は登録を許可すること。

この一時的又は限定的な免許の制度については、外国のサービス提供者が当該締約国の関係する免許要件を満たす場合には、当該サービス提供者が当該締約国の免許を取得することを妨げるために運用すべきではない。

6　各締約国は、1から3までに規定する活動を円滑にするため、自国の関係団体に対し、相互に受け入れた範囲において相互に受け入れることができる職業上の基準を作成するために作業するよう奨励する。当該基準には、次の事項を含むことができる。

(a)　教育

(b)　試験

(c)　経験

(d)　行動及び倫理

(e)　自由職業家の能力開発及び資格証明の更新

(f)　業務の範囲

(g)　現地に関する知識

(h)　消費者の保護

7　他の締約国の要請があった場合において、実行可能なときは、要請を受けた締約国は、自由職業サービス提供者の免許及び資格証明のための基準に関する情報を提供し、又はこれらの基準について協議するための適当な規制機関その他の団体に関する情報を提供する。

8　各締約国は、自国の関係団体に対し、関連する職業について共通の基準を作成するに当たり、該当する場合には国際的な枠組みを参照するよう奨励する。

9　締約国は、サービス及び投資に関する委員会を通じてこの附属書の規定の実施を定期的に検討することができる。

第九章　自然人の一時的な移動

第九・一条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「出入国管理に関する文書」とは、一時的な入国を許可する査証、許可書、通行証その他の文書又は電子的な許可証をいう。

(b)　「締約国の自然人」とは、第八・一条（定義）(i)に定義する締約国の自然人をいう。

(c)　「一時的な入国」とは、この章の規定の対象となる締約国の自然人による入国であって、永続的に居住することを意図しないものをいう。

第九・二条　適用範囲

1　この章の規定は、附属書Ⅳ（自然人の一時的な移動に関する特定の約束に係る表）の各締約国の表に定めるところに従い、当該各締約国による措置であって、物品の貿易、サービスの提供又は投資の遂行に従事する他の締約国の自然人の当該各締約国の領域への一時的な入国に影響を及ぼすものについて適用する。当該他の締約国の自然人には、次の一又は二以上のものを含める。

(a)　商用訪問者

(b)　企業内転勤者

(c)　附属書Ⅳ（自然人の一時的な移動に関する特定の約束に係る表）の各締約国の表に掲げるその他の区分